

●香川県告示第113号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、同令第10条第1項の規定により、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

その関係図面は、香川県土木部道路課において平成27年3月27日から同年4月17日まで一般の縦覧に供する。

平成27年3月27日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 指定する道路の路線名及び区間

路 線 名	区 間
一般国道（318号）	東かがわ市白鳥字田中426番1地先から 東かがわ市白鳥字田高田91番3地先まで
一般国道（438号）	丸亀市綾歌町岡田下字西小椎尾545番4地先から 坂出市川津町字蓮尺3513番1地先まで
主要地方道（12号）三木国分寺線	高松市三名町字楠109番1地先から 高松市中間町字東井坪459番1地先まで
主要地方道（19号）坂出港線	坂出市入船町2丁目320番1地先から 坂出市花町374番14地先まで
主要地方道（21号）丸亀詫間豊浜線	丸亀市天満町1丁目881番1地先から 丸亀市中津町字受所1663番3地先まで
主要地方道（21号）丸亀詫間豊浜線	仲多度郡多度津町堀江3丁目161番14地先から 仲多度郡多度津町大字東白方字城ケ下11番16地先まで
主要地方道（41号）大内白鳥インター線	東かがわ市三本松1219番1地先から 東かがわ市白鳥字寺前1755番2地先まで
主要地方道（43号）中徳三谷高松線	高松市木太町字中村1658番17地先から 高松市木太町字川西1840番1地先まで
主要地方道（43号）中徳三谷高松線	高松市木太町字中村1551番1地先から 高松市木太町字中村1669番1地先まで
一般県道（155号）牟礼中新線	高松市春日町字浜免1378番地先から 高松市上福岡町字下代704番2地先まで
一般県道（192号）瀬居坂出港線	坂出市西大浜北3丁目42番16地先から 坂出市西大浜北1丁目50番15地先まで
一般県道（193号）川津丸亀線	丸亀市富士見町1丁目997番453地先から 丸亀市塩屋町3丁目1703番1地先まで
一般県道（216号）山階多度津線	仲多度郡多度津町本通3丁目619番1地先から 仲多度郡多度津町堀江1丁目292番1地先まで
一般県道（278号）綾歌綾川線	丸亀市綾歌町岡田下字西小椎尾629番1地先から 綾歌郡綾川町羽床下字井手下36番3地先まで

2 指定する期日 平成27年4月1日

3 通行方法

1の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

(1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入出入りするた
めやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注
意すること。

(2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以
上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地
が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を車両の
後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、
上空障害箇所のないことを確認のうえ走行すること。